

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第7回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点からウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

また、冒頭、カメラ撮りを認めることとしております。

本日は、前回に引き続き審議項目3の地方議会のあり方について審議を行い、次に審議項目1のうち、これまでに議論を行っていない「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」の部分について、特に審議を行っていきたいと思います。

審議の流れにつきましては、資料1「地方議会の課題に係る対応等について（論点に対する考え方）」及び資料2「地方議会の課題に係る対応等について（参考資料）」を事務局に用意していただいておりますので、これを事務局から説明していただき、委員の皆様にも議論をしていただきたいと思います。その後、資料3「審議項目1関係資料（つづき）」を事務局に用意していただいておりますので、同様にこれを事務局から説明していただき、委員の皆様にも御議論いただきたいと思います。

まず、資料1及び資料2について事務局から説明をお願いいたします。田中行政課長からお願いをいたします

○田中行政課長 よろしくをお願いいたします。資料1「地方議会の課題に係る対応等について（論点に対する考え方）」に沿いまして、基本的に御説明をさせていただきます。資料2で参考資料を御用意しています。これまで使っている資料も入っておりますが、適宜引用させていただきながら御説明させていただければと思います。

資料1をお開きいただきまして、3ページでございます。考え方の全体の構成でございまして、まず、地方議会についての現状認識と課題について、これまでのこの委員会における意見とそれを踏まえての考え方を整理しております。

その上で、2の「今後の対応方策」についてでございますが、これまでの議論の中で、やはり多様な層の住民に地方議会に参画していただくためには、何よりも議会自らの取組が大事ではないかというのが前回の議論の最大のポイントだったのではないかなと思ってございます。そういう意味で1つ項目を立てまして、「議会自らの取組」ということについて、これまでの御意見と考え方を説明させていただきます。その上で、議会の位置付けの論点、立候補環境の整備の論点、デジタル化への対応の論点という順番でお願いできればと思います。

まず、地方議会についての現状認識と課題でございます。全体の資料の構成は共通でございまして、4ページ目の黄色い部分がこれまでの意見、このページのグレーの部分は六団体ヒアリングなどのときに議長会さんからいただいている御意見でございますが、黄色い部分は基本的にこれまでの意見・議論ということでございます。

5ページが、それを踏まえた考え方を整理したものでございまして、基本的に考え方の方を中心に御説明させていただければと思います。専門小委員会の主な議論を踏まえた考

え方といたしまして、1つ目の○でございます。人口減少社会におきまして、「住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中であって、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になるのではないか」ということでございます。この点は第32次の地方制度調査会と同じ問題認識だと思えます。

2つ目の点は前回なかったところでございます。コロナ感染症への対応としまして、地方議会で補正予算とか国への意見書などが多数議決されまして、臨時議会も数多く開催されたということがございます。「緊急時において住民のニーズを適切に汲み取りつつ、納得感のある合意形成を迅速に行う観点からも、地方議会の果たす役割は大きいのではないか」ということでございます。

こういう重要な役割を果たすために、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要である。多様な人材の参画を促進するための取組を行いまして、「議会が住民により身近な存在になることで、議員のなり手を涵養することが必要ではないか」という認識でございます。

しかしながら、現実にはどうなのかということございまして、議会の議員の構成は住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど多様性を欠く状況であるということとして、女性がない議会、平均年齢が高い議会では無投票当選の割合が高い傾向があるということでございます。

この点につきまして、資料2の9から11ページをお開きいただければと思います。9ページが議員の在職年数割合と年齢別割合の変化でございます。前回、田中委員から、特に60歳以上の議員が多いけれども、こういう方々は若くして議員になったのかどうかという御質問をいただきまして、60歳以上の方に限ったデータが見当たらなかったのですけれども、同じ問題意識で御用意させていただいた資料でございます。左側を御覧いただきますと、在職年数の割合の変化でございます。県については平成23年と令和元年を比較してございまして、市と町村については平成23年度と令和3年で比較してございまして、いずれも在職年数が長くなってきている。右側の色の方が在職年数が長い層でございますので、年を追うごとに在職年数が長くなってきている傾向はあるということでございます。

また、年齢別の割合でございます。御覧いただきますと、こちらの方も年を追うごとに高年齢化している傾向はあろうかと思えます。

10ページでございます。前回、土山委員から1人区における女性議員の少なさを示すデータがないかという御指摘をいただきまして、御用意させていただいたものでございます。前回の統一地方選挙におけます立候補者・当選者の女性の割合でございます。まず、選挙区によらず全体の割合は一番下の欄、立候補者数、合計の欄でございます。女性は全体の12.7%、当選者は10.4%ということですが、特に1人区で見ますと、委員から御指摘がありました。女性の立候補者・当選者はそれぞれ、ほかの選挙と比べて少ないということはいえようかと思えます。

次のページでございます。横田委員から、戦後、人口が増加しているときに、全国の議員定数がどう変化したのかという御指摘をいただきまして、御覧いただいておりますのは戦後、地方議会議員の定数がどう推移しているかということでございます。どちらかという、人口で増えたり減ったりしているというよりは、合併で大幅に議員数というのは変わっている。人口との有意な相関関係というよりは、合併して市町村の数が減ることによっての変化があるということかなと思っております。

資料1にお戻りいただいて5ページでございます。一番最後の○でございまして、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いているということは先ほど申し上げましたけれども、それに加えまして、一部の議員の不適切な行為が住民の議会に対する信頼感を損なわせまして議会の魅力を低下させている。その結果としまして、「意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど、なり手不足の原因にもなっていると考えられるのではないか」としております。

次のページは議会自らの取組でございまして、これも同じく7ページの考え方の方で御説明を申し上げます。多様な人材が議員として議会活動に参画する環境を整えるためには、各議会において議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組を行い、女性・若者などの多様な層の住民が議会に参画しやすくなるような環境整備を行うことが要るのではないかとございまして。各議会で行っていくことが必要ではないかという取組を2つのカテゴリー、議会運営上の工夫と住民の議会に対する理解を促進する取組に分けて整理をしているものでございまして。

この点につきまして、それぞれの項目はこれまでも御説明を申し上げた点でございまして、また、具体の事例につきましては、資料2の方に入れておりますので、これはまた御覧をいただければと思います。

最後の、議長会における取組でございまして、こういう取組について、一部の団体では取組が進んでいますが、まだまだ広がりや限定的なものが多くございまして、議長会においても後押しする役割を果たすために、人的支援とか事例の共有とか研修の取組などを進めていくことが必要ではないかということでございます。

8ページで、議会の位置付けの問題でございます。こちらについては前回の議論のおさらいから入らせていただきますと、8ページの一番上でございまして、議会の位置付けの明文化が多様な人材の参画にどうつながるのか。この点については目的と手段の関係が不明確ではないか。むしろ議会自身の取組が重要ではないかということが、ほぼ委員の皆様共通の御意見だったと認識をしております。また、議会の存在と別に議員の職務を書くことについての疑問、それから、一律に法律で地方議会のあり方を書くことについての疑問の指摘もございました。

そういう様々な指摘をいただいた上で、書くのであれば、2年前の最高裁判決では、地方議会の役割について述べられておりまして、仮に法律を規定する場合には参考になるのではないかと御意見をいただいたところでして、その最高裁判決を引用したものでご

ざいます。御覧いただきますと、線を引っ張っているところをごさいますして、議会の役割について、「議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について団体の意思を決定するなどの権能を有する」とされております。また、「議員は、住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」とされております。2行飛んでいただきまして、「住民の負託を受けた議員」というフレーズもございます。これが参考になるのではないかとということでございます。

他方で、やはり議員の職務を規定する場合には、議員の本来の職責を行うことについて誤解を与えないようにすべきではないかというような御指摘もいただいたところでございます。

一番最後の○が、最後に委員長に方向性を整理していただいた部分でございます。多様な人材の参画を促進して、なり手不足を解消することにつきましては、まず、各地域や議会において、具体的な取組を進めることで解決をしなければならない。国において画一的な施策を求めることは自治の考え方に反するのではないかとしつつ、その上で、議会の位置付けについて、最高裁判決で書かれているような極めて一般的な議会の役割や議員の職務について法律上規定することが考えられるのではないかとという整理をいただいております。

次のページは「考え方」でございしますが、多様な人材が議員として議会活動に参画する環境を整えるためには、まずは、各議会において議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組を行うことが要るのではないかとというようなことが1つ目の○でございます。

2つ目の○が、しかしながら、現状は必ずしも議会がそういう役割を果たしていない事例とか、住民の信頼を損ないかねないような議員の行為も見られるのではないかとということでございます。

3つ目の○でございまして、この点については、まずは議会が重要な役割・責任を十分に果たすということ、また、議員自らがその重い責任を自覚することが必要ではないかということでございます。

一番最後に、一方で、執行機関について地方自治法の中で任務を遂行する上での心構えを規定していることを参考にしまして、地方自治法上、議会の役割・責任を明確化しまして、議員が職務を行うに当たっての心構えを規定することも考えられるのではないかとございまして。これが住民の議会に対する信頼を向上させて、議会に対する理解増進、ひいては多様な人材の参画につながるものとして、一定の意義があるといえるのではないかとということでございまして。

こういう議論を踏まえて10ページでございまして。仮に法律で明文化する場合に、最高裁判決等を踏まえて、例えばこういうことが考えられるのではないかとということで、イ

メージを整理してみたものでございます。現行規定ですと、地方自治法第89条で、「普通地方公共団体に議会を置く」とされているわけですが、ここに議会の位置付けを追記する、「議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く」ということとでございます。

また、議会の果たすべき役割・責任を明確に規定する意味で、「議会はこの法律の定めるところにより、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使すること」を規定するというイメージでございます。

また、議員でございますが、「議会の適切な権限の行使に資するため」、「議員は、住民の負託にこたえ、誠実にその職務を行わなければならない」ということとございまして、この「誠実」というのは執行機関について用いられている表現と同じく心構えを規定したものという理解です。

御参考までに、一番下に、前回都道府県議長会からいただいている要望ということで御紹介したのですが、三議長会共同での要望であることを確認しているところとでございます。これを踏まえながら最高裁判決を参考にしまして、適切に要望を精査させていただいたものでございます。

12ページは立候補環境の整備でございまして、これも「考え方」の方でお願いいたします。この立候補環境につきましては、立候補を容易にするための環境整備という観点から、立候補した者に対します不利益取扱の禁止とか、立候補の休暇を制度として設けることは有効な方策の一つではあるのではないかと御意見だったかと認識をしています。

一方で、やはり事業主負担をどう考えるかという問題があるのではないかとということ。また、不利益取扱いの禁止の制度化とか立候補休暇制度を一律に設けるという法律上の対応が必要なものについては、参政権の行使の問題としまして、国政選挙とか首長選挙とのバランスの観点から、地方議会議員のみ制度化することについてどう考えるかという課題があるのではないかとございます。

こういうことを踏まえますと、まずは法律上の対応を行うのではなくて、各企業の状況に応じまして、自主的に就業規則において立候補に伴う休暇の規定を設けていただくことについて、各企業に要請をしていくことが考えられ、検討すべきではないかとございます。

この点につきましては、資料2の31ページをお願いいたします。事務局で立候補環境の整備につきまして経済団体のヒアリングをさせていただいたところとでございます。例えば御覧いただきますと、日本商工会議所は会員企業に中小企業が多いということかと思いますが、問題意識は理解しますが、中小企業は人手不足が深刻になっていまして、従業員が職場を離れることについて負担感がありますという話がございました。また、立候補環境の整備は企業に理解されるかやや疑問もある。労働者の立候補者を増やすためには、休日・夜間議会など、議会独自の取組が要るのではないかとございます。

中小企業団体中央会も事業主負担、これは無給であっても社会保険料の負担が必要でございませう。ここについて懸念があります。

経団連でございませうが、休日・夜間議会などの自治体側の努力が重要ではないかとしつゝ、まず、有給の立候補休暇については反対であるということでもございませう。他方で、無給の立候補休暇につきましてもは労基法第7条の公民権行使の保障が及ぶ範囲内であると理解をしているということでもございませう、ここについて制度化することについて異論はないということでもございませう。この辺は日本商工会議所とか中小企業団体中央会とはややニュアンスが違っているような印象を受けてございませう。

御参考までに32ページでもございませう、裁判員について一律の休暇制度はございませうせんが、就業規則をつくって裁判員のための休暇をつくっていただいていることがあるわけです。モデル就業規則を御覧いただきますと、一番下でもございませうが、無給・通常の賃金、両方バリエーションがありますが、こういう休暇制度を設けているのがあるということでもございませう。

33ページでもございませう、実際にどれぐらいの団体が裁判員休暇をつくっているかということでもして、これは経団連の調査ですので対象は大企業ということかと思ひますが、裁判員制度が始まる前の段階で導入を決定済みというのが6割以上あった、4割ぐらいが導入を検討するというところでもございませう。これはもうかなり前の調査でもございませうが、もっと状況が変わってまいらうかと思ひます。

14ページをお願いいたします。デジタル化の問題でもございませう、15ページの「考え方」でもございませうが、本会議のオンライン出席・開催についてです。オンライン出席・開催につきましてもは比較的前向きに検討すべきという御意見を多数いただいたと認識をしております。その上で、オンライン出席の考え方については幾つかあると認識をしております、3つに整理をしてみたいところでもございませう。

1つ目は、障害者とか妊産婦、育児中とか様々な事情がございませうるので、事由を問わずに幅広くオンライン出席を可能にするという考え方。

2つ目は、あくまで物理的出席を原則としまして、感染症とか災害の発生とか緊急時について議会機能維持のためにオンライン出席を可能にするという考え方。

3つ目は、あくまで物理的な出席を原則とした上で、議決定数と議事定数を分けまして、議事定数については過半数の要件を緩和することで、出席という形ではない形でオンラインで参加するというところもあるのではないかと。

この3つの考え方があったのかなと思ひております。

一方で、技術的な課題としまして、本人確認をどうするのかとか、第三者の関与がないことをどう担保するのか、議事公開をどう行うかということについて、物理的な出席と同様の関係をどう確保するのか、また、現実にそういう環境を整備できるのかということについて検討が要るのではないかとございませう。この点について、委員会のオンライン出席の事例が少しずつ出てきてまいらうるので、課題を検証することが必要ではないかと。

その上で、国会の取扱いの状況も踏まえつつ、今後丁寧に検討すべきではないかとしてございます。

その他の点でございまして、住民から議会に対する請願書の提出等についてデジタル化を可能とすることを検討すべきではないかとしております。この点について、前回、請願と陳情の違いということにつきましてお尋ねいただきまして、請願は請願法に基づくもので陳情はそうではないものということでございまして、請願法に基づくものと、地方議会、国会、行政機関に受理義務が生じるということございまして、資料の方にお付けしておりますので、適宜御参照いただければと思います。

最後でございまして、小規模団体の議会のデジタル技術の活用につきましては、国や議長会が適切に支援をすることが必要ではないかということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

土山委員、お願いします。

○土山委員 土山でございます。今回、具体的に色々な項目が出てきましたが、議論の内容についておまとめいただいた点について、確かにそうだ、こういうお話を積み重ねてきたなと理解しているところでございます。

1人区の状況について、データをどうもありがとうございます。立候補者も当選者も県議会の1人区では県議会が大体女性の割合が10%で、町村議会と都道府県議会は、どちらも10%ぐらいなのです。その中でも1人区の女性の割合はさらに4%ということで、非常に偏差があるということが確認できました。

それを踏まえて具体的に出てきました今日の8ページのところなのですが、議会や議員の位置付け等ということで、書くとしたらこうではないかというお話があり、その中では最高裁判決が出てまいりました。前回、書くということについて、その目的に設定されている内容が、手段とすり合っていないのではないかと申し上げました。同時に、手段自体を否定する立場ではないと考えているということも申し上げました。今回は、書くことに一定の意味があるのではないかとということで、書くとしたらこうではないかということをお示しいただいたと理解しております。

その中で示されている書き方の参考にとということで、最高裁判決が入っているところでございます。こちらにつきましては、これ自体重要な資料とは思いますが、同時に、この間の議会や議員のあり方について、各自治体が様々に議論をしてきて積み上げてきた議会基本条例というものもございまして。

その中には、それぞれの議会で積み上げてきているので、それなりに違ったりはしているのですけれども、共通している項目があって、それは議会や議員という存在が市民の負託にこたえる責任を持つということ。そのために、議会は議論し、自治体の意思を決定す

る意思決定機関であるということ。そのために、議員は自らの能力開発とも書いてあるのですが、自らの能力開発ということは別に法律に書かなくてもいいかと思うのですが、審議がより実りあるものになるように市民の声を聞き、調査するということは、ほとんどの自治体が議会基本条例で書かれている共通項目といえるものだと思います。

最高裁判決とともに、そうした自治体議会でボトムアップで積み重ねてきた内容も御検討いただくと、文言としてはより適切になるのではないかなと思います。

さて、その具体的な文言がどういうことになるかということが10ページに書かれているところがございます。こちらを拝見していますと、項目の2つ目「議会は」というところで始まり、議会は団体の意思決定に関する事件を議決し…ということで、団体の意思決定を行うことと、それから、この法律に定める検査及び調査その他の権限を行使することということで、議決と議決のための検査や調査ということが議会の責務に入ってきていると理解しております。そのこと自体は、私自身は検査という言い方でいいのかというのはありますけれども、議決というところよりもう少し広げて、「良い」議決を行うための検査や調査というのが入っているという文脈で良いなと思って理解しているところがございます。

同時に、一方で、議員は誠実に職務を行うという文案になっていますけれども、そうしますと、三議長会から出された要素の中には、やはり調査研究その他の活動を行う。つまり住民の負託にこたえるために、先ほどお話にもありましたように、議論に寄与し、議決を担い、そのための調査研究や人々の声を聞くということが、それぐらいは最大公約数的なものとして、どの議員の方も否定されないものではないかなと思って見ておまして、そんなことを考えましたということでございます。

また、デジタル化のところですけども、前回の議論は確かにこのように3つに分かれるような内容だったなと理解しております。ただ、その後、色々ちょっと考えまして、議会の意思形成プロセスを考えますと、自治体議会の意思形成プロセスをどこまでオンラインで行うということを手段として認めるかという目線があるのではないかと。

一つ、そうしますと、審議と議決というタイミングがございます。これについては、例えば資料の③は、あくまで物理的な出席を前提にすると設定されているわけでありましてけれども、③をもっとも厳しく運用した場合でも、議員はオンラインでは何もできないかという、おそらく傍聴は認められる、その議論の様子を見ることは認められるだろうと考えます。もう少しオンラインでできることを広げれば、オンラインで質疑、審議に参加することを認める、さらにそれを超えて広げようとするれば、オンラインで議決に参加することを認めるという、大体その3段階なのかなと整理することができると思います。

このときに、オンラインで議決を行うということについては、前回、本人の特定であるとか、本人が誰かに脅されたり、逆に誰かに圧力をかけられたりする環境で議決を行使するという、そうされていないということをどう証明するのかということの難しさが技術的にいわれていたところがございます。



そこで考えまして、では、誰からも何のプレッシャーも与えられず、自由な自分個人とだけ向き合った議決の行使というのがいいのかというと、むしろ、議場で市民に囲まれて、市民の存在にプレッシャーを受けながら投票するということは、議会や議員にとってあるべき姿ではないかと思うわけです。何か町を二分するような議論があったときに、様々な意見を持った市民が議場に集まって、色々な意味でプレッシャーをかけながら、その前で自分はこちらに入れますということをするというのは、非常に議員にとって重要なことで、その意味では、むしろ議決権を行使するときには、それは開かれた議場という場でやるべきであろうと思いついたという次第でございます。

そうすると、先ほどの段階で言うと、質疑にオンラインで参加することを認めるかどうかということなのかと考えるとこの次第でございます。

少し考え方も含めてお話してしまいましたけれども、オンラインでの出席をどう取り扱うかというときには、そうした議事のプロセスにどこまで参加をオンラインで認めるかということの考え方が必要なのかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、③に関しまして御意見がございましたので、大山副会長からお願いします。

○大山副会長 今おっしゃった③のところは私が前回言った話なので、ちょっと補足いたします。私が申し上げたのは、議決以外の議事はもちろん審議参加のことも考えております。議事定足数を緩やかに解すれば、議事に参加することは構わないし、もちろん発言してもいいという趣旨でございました。ただし、議決の定足数については実際に議場にいるというのがなかなか崩せないのではないかと、大体土山委員がおっしゃったことと同じですけれども、一応補足しておきます。

それから、違う話なのですが、ちょっと注意した方がいいなと思うことがあったのでついでに申し上げます。在職年数と年齢の話なのですが、これはどちらも選挙が終わった後、どんどん伸びていくわけなので、都道府県については8年後のデータなのでよろしいのですが、市議会と町村議会については、これだとこのままは多分使えないと思うので、使われるときには少し注意なされた方がいいかなと思いついたので、ついでに申し上げました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

統計のところにつきましては、事務局でさらに検討していただきたいと思っております。

砂原委員からお願いします。

○砂原委員 1点だけなのですが、10ページの「考え方」のところの2項目です。法律が定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定云々という、意思決定を行うという話なのですが、これを住民投票とかとの関係をどうするのかというのが提起したいところです。

最近だと、法律で決められているものであれば、例えば大都市地域特別区設置法のように、重要な意思決定でも最終的に議会ではなくて住民投票を行うというものもありますし、こういった規定は、例えば住民投票を行っても、それで法的拘束力、法的というのはあれですけども、条例で拘束力を持つようなことはできないというような趣旨で理解されてしまうのではないかと思いました。それでもいいような気がしますけれども、その点は確認しておいた方がいいかなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私からは2点、簡単に申し上げたいと思います。今回、地方議会の位置付けをめぐる論点について非常に具体的なまとめをいただきまして、自分の理解が非常に進んだところでございます。

私も最終的には何らかの形で、この議会の位置付けについて地方自治法において明文化するというのも、選択肢としてなくはないかと思う一方で、気になっているのは、先ほどの事務局からの御説明で今までの議論のまとめとして出ていましたとおり、これまでも他の委員が指摘されてきましたけれども、やはり目的と手段の関係があまり明瞭でないということです。この規定を置くことによって一体何が実現できるのか、そこが理解できていないところが気になっております。例えば、極めて一般的な内容であるとはいえ、執行機関についての職務規定が地方自治法に置かれた際には、やはりそれなりの背景があって、その執行機関に誠実に職務を執行してほしいというような強いメッセージが当時あったと理解していますけれども、今回のこの規定がそれとパラレルに位置付けられるのか、ちょっとそこがよく分からないと思いました。

あと、この議長会からの要望の3つのポイントと、今回お示しいただいた3つの点を比べると、やはり議会の議員に関わる内容が違っているのかなと思います。事務局の方でこのようにまとめていただいた背景には、議員については本来の職務を行うことについて疑問があるような事態が実際に起きているときに、本来の職務を行っていただく。それ以外のことは、本来の職務に注力していただきたいというようなメッセージが、こちらの事務局提案の方には込められているのかと思いました。議員の職務についてどのように定めるかということについては、慎重な検討が必要なのもかもしれないと思っております。

もう1点は、単なる印象なのですが、地方議会の選挙については無投票の問題というのは制度の根幹に関わる非常に深刻な問題だと思っております。この無投票団体と女性議員の少なさ、それから、平均年齢が高い議員が多いところに相関関係があるという御説明をいただきまして、これはとても重要なメッセージではないかと思っております。議会の多様性を進めるために、女性なり今の若年層の参加の推進がある一方で、議会の制度そのものを機能させていくという意味でも、女性の参加の推進と若年層の参加の推進というのは必要なのではないかと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。手短に2点申し上げたいと思います。

第1に、事務局の資料1の10ページ、法律に規定するイメージでございます。このうち1番目、2番目はそうかなと思いますけれども、3番目について、後で事務局にお教をいただきたいのは、この負託、あるいは誠実に職務を行わなければならないというのが、地方自治法の議会に関する第9節の規律でありますとか、懲罰の根拠になり得るような位置付けなのか。心構えであるとしみますと、必ずしも直接的に規律ないし懲罰の対象になるような規定ではないという位置付けだろうと思いますけれども、そうだとすると、法律的にどのようにきっちりその趣旨が明確になるように書くかという問題があるかと思しますので、その点について、どのように今のところお考えなのかを確認させていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、議会におけるデジタル化の問題でございまして、スライドで言うと15枚目のところでございます。これについて、先ほどそちらの会場の方では表決についてはオンライン審議から外す方向での御発言もあったように伺いましたけれども、私は表決も含めてオンライン会議の対象とすることを丁寧に検討すべきでないかと思っております。

第1に、圧力の問題がございましたけれども、議場においてそれが公開されて、そこで色々な傍聴人とかから圧力を受けるというのは、事実上の心理的なものでありまして、むしろそれは大事なことでございます。なればこそ、オンライン会議を議論する上で重要なのは、オンラインで参加している議員さんの活動が、まさに議場において傍聴人から見えるのと同じ状態が確保できるかということであり、逆に言いますと、そこが確保できるのであれば、それは審議であれ表決であれ差がないと考えるべきだと思います。

表決についての圧力の固有の問題は、議員がまさに表決をする、団体意思を形成する、議会の機関意思を形成する際の投票において、議場において議長の議場整理権の下において、その外から物理的あるいは心理的な、まさに投票行動に直接不当な影響をこうむるような外部からの圧力を排除する事態が、まさに自治権・自律権において行われるところ、議員が議長の議場整理権が及ばないような環境において、そのような圧力を受けて投票が曲がるということがないかどうか。これが本来審議とは、別の投票についての固有の問題であり、そこについてきっちりとした検討をすることで確保できるのか、例えば参事の方をそこに派遣したらいいのではないかと等々の問題をきっちり検討するという論点のほうでございます。そのような検討をする前の段階で、投票はあらかじめオンライン審議から外すというのは、私はいかがなものかと思っております。

この種の議論については、繰り返しになりますが、国会のオンライン審議の議論であったり、あるいは都道府県議長会のもとで、河村先生の研究会において、まさに議事プロセス全体の中でどうすべきかという点の丁寧な御検討があると思しますので、やはりそれを

きちんと参考にして御議論いただきたいと思います。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。全体については大変幅広く議論をまとめていただいたと思っております、事務局にお礼を申し上げます。私からはデジタル化対応でオンライン開催についてのみ2点申し上げたいと思います。

一つは、今の宍戸委員の御指摘とも重なるところがあるわけですが、確かに議場において傍聴者の視線にさらされていることは極めて重要な要素であります。それはもちろん現実には利害関係者であるとか、非常に特殊な興味関心を持っている人間だけが集まってくるということはあるかもしれませんが、理念上は全ての市民に開かれているものであって、概念的には全人民の代表に対して開かれている状態であろうかと思えます。これについては、これは監視で、公開を通じて実現されるというのが宍戸委員のおっしゃっているとおりに非常に重要なことであり、これと特定の第三者ないし特定の第三勢力の圧力下に議員が置かれていることは明確に区別して論じるべき問題だと思えます。

そのような第三勢力による不当な干渉がないことについて保障する必要がやはりあるので、議会職員が立ち会うなどの措置が必要であろうというのが、前回における宍戸委員の御指摘だと思っております、私もそれには強く同意するところであります。

そのことを前提として第2点なのですが、そのことを考えるならば、現在、15ページの1つ目の○のところの①として、事由を問わず幅広くオンライン出席を可能とする考え方がまとめられているところについては、もう少し留保した方がいいのかなと思っております。つまり何らかの保障措置が必要であろうということを考えると、例えばちょっと飲み過ぎたので二日酔いで気分が悪いからオンラインにさせてくださいみたいなのを認めていいかというのは議論した方が良いでしょう。これは私としてはやはり何らかの正当な理由があって、議会側、事務局側に一定の負担をかけても議事参加、私は宍戸委員と同意するところで、表決まで含めて考えるべきだと思いますが、そういうことに参加する機会を保障することが正当化されるような場合に幅広く認めていくというのが私の申し上げたかったことです。

例えばそのための手がかりとしては、資料2の13ページ、標準会議規則で欠席が認められる正当事由として列挙されているようなもの、つまり典型的には公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のようなものが手がかりになるのではないかと考えるところであります。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 御説明ありがとうございました。

若干多いのですが、まず1点目、議会の位置付けの部分でございます。私は前回も申し上げたのですが、土山委員がおっしゃった議会基本条例から最大公約数を取ってくるということでさえやめるべきであるという立場です。それは国が議会基本条例の最大公約数的なもの最大公約数でないものを仕分けして、あるべき議会を国が押し付けることになるからやめるべきであると言っているわけです。ですから、私は土山委員のような議会基本条例を参酌するという事はすべきでないと思います。

2番目に、10ページの出された案について、議会が持っている権限を全部書く必要があるのかについて若干疑問があります。意思決定をする、議決をするとなると、100条調査とか、調査権限の問題等々があるから丁寧にお書きになったのだらうと思いますけれども、やはり議会の権限の中にもメリハリがあるのではないかな、全部書く必要があるのかなという気はいたしました。

3番目に、宍戸委員のおっしゃったところに若干関わるのですが、住民の負託にこたえる議員の任務を書くと、これが懲戒事由の基準になるというというのは、やはりおかしいだらうと思うのですが、他方において、議員が自分で住民の負託にこたえるためにこういうことをあえてやっているのだなどとやられても困るのではないか。つまり、住民の負託にこたえるべき存在だから誠実に職務を行わないといけないのですが、住民の負託にこたえるために独自の活動の正当化事由にされても困る。いわば住民の負託というのは、ひたすら議員を義務付けるものでないといけない。

そう考えたとき、自分が義務を果たすために、こういう権限をよこせということを正当化し、こういう活動を許せという形で乱用される、活用されることは防がないといけないのではないか。そうすると、私は今のこの書き方の「住民の負託にこたえ」というのは独立の義務であり、その反面として、独立の活動余地を与えるかのように、行動原理を与えるかのように並んでいるのはやめた方がいいのではないかなと、細かい話ですが思いました。

それから、検査のことも、この法律に定める検査であって、議決を行うための検査ではない、議会が行う検査ですから、私は土山委員の解釈はおかしいと思うし、そういう解釈の趣旨であるならば、一層消すべきだと思います。また、砂原委員のおっしゃった住民投票との関係では、結局この法律の定めるところでしかないよという趣旨だらうと思いますので、そこはそれでよろしいのではないかなと思いました。

その上で、オンラインの部分については基本、宍戸委員がおっしゃった、あるいは大屋委員がおっしゃったことが重要だらうと思います。議場にいるかのように公開されている、公開されていることに基づいて、透明な状態に置かれていることに基づいて圧力がかかることは構わないのですが、オンライン参加をするというのは事務所内、自宅内、例えば悪いですが密室にいるわけです。密室にいても公開されているというのは、不透明な圧力がかかっていないという状態を保てるかということなので、そこそが重要だらうというお二人の意見にはそのように思います。

ただ、私が前回言ったのは、実はそれでもスタッフがいるとか、今回オンライン参加されている宍戸委員の後ろにはたくさん参考書が並んでいるわけですが、今、宍戸委員は私の意見があやしいと思ったら日本国憲法の注釈書とかを見ることができる。それは構わないのではないか。そういう、いても構わない第三者と、圧力になる第三者、いては困るシチュエーションがある。さらにその圧力がかかる第三者と見るのか、いていい第三者と見るのかについても、審議の場面と議決の場面で変わってくる可能性があるのではないのか。そこら辺をもうちょっと細かく見るべきではないか。だから、いてもいい第三者がいるシチュエーションもあるかもしれないというのが、前回以来、私が付け加えようとしていたことです。

その上で、事務局からお出しになった意見の中で、本当にいいのかなと思ったところを述べておきます。13ページの立候補環境の整備のところ、休暇制度の法制度化は断念せざるを得ないのではないかという部分でございます。現実問題として、インタビュー結果とかを見せられると、政治的にはそうなのかなと思うのですが、今ここで断念すると、結局自分の企業の社員が地方議員になってくれることについて何らかの利益を見いだす企業から就業規則の休暇の整備が進むだろうと思われ、それでいいのかなという疑問があります。

徹底的にマーケット的に考えれば、今嫌がっている中小企業が、大企業が先に就業規則を整備し、休暇を整備して、そこから社員が議員になる中で、これらの議員が中小企業のことなど全然考えてくれないということで、これはやはりまずいと、自分の企業の中で地方議員になりたいという人がいるときには、せめて無給の休暇制度でも備えて後押ししてやらんと大変なことになると思ってから整備すればいいという徹底的な競争主義的、マーケット的な考え方もあるかと思うのですが、地方議会のあり方としてそれでいいのかという気が若干しないではありません。

そういうことを考えると、せめて無給の休暇は規模を問わずに全企業に、事業主の意思を問わずに義務付けて、出たいという人には邪魔をさせないというようなことを強制的に義務付けておいた方が、地方議会としては望ましいのではないかという気もしないではありません。だから、ここは諦めるには早すぎるのではないかと思って意見を申し上げる次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 大変丁寧にまとめていただいてありがとうございます。

法律に規定する議会の位置付けの3つのイメージのうち、やはり1番目が非常に気になっているところです。これは、住民が選挙した議員をもって組織される議会を置くということなのですが、今日配られた参考資料等にありますが、また、大橋委員も先ほど指摘されていたように、現実に議会の問題に関する意識というのはどんどん高まって

いて、議会の取組なども増えている。なり手不足解消や多様性の確保などについての取組は盛んになっているにもかかわらず、参考資料の4ページ目のように、やはり都道府県議会、また、町村議会において無投票当選の割合が上昇するトレンドが変わらないというのは、相当根深い構造的な要因があると考えられます。

地方議会の努力だけで解決できる問題ではなく、我が国において、例えば中央政治においてもそれほど政権交代がしょっちゅう起きるわけではない、また中央集権的な事務・財政構造がある。そのため、特に財政基盤の弱い地域においては中央政治との関係が重視され、なかなか議会が競争を激しくするような構造にならない。

また、人口減少、高齢化、市民の無関心といったこともあると、かなり努力して色々な取組をされていると思うのですけれども、こういった無投票当選の割合が増え続けているということを見ると、議会だけの責任ではないと思われまます。主権者は市民ですから、人々の無関心であったり、あるいは「やりたい人がやればいいのでは」とか、「自分は関係ないから」といった、市民自体の責任でもある。

そこで心配するのは、最初のポツのような、選挙した議員をもって組織されると書いてあっても、実際には選挙をしていないというようなことが増えていくと、非常に形式化された選挙であって、本質的に地方の民主主義に関して問題を感じるわけです。

逆に、こういった法律化がなされることによって、社会的な議論が起こればいいなと思うのですけれども。実はこのようにどんどん無投票当選者が増えているのですよと、それは議会だけのせいではない、住民の方も関心もないし、もちろん待遇など色々な問題もある。この問題にもっと本気で社会は考えましようということが提起されるのであれば、この1ポツ目というのは意義があると思います。そうした議論が起きないならば、形式化された、実際には競争のない、しかしながら選挙で選ばれたことになっている議員の割合がどんどん高まるという状況になりかねないので、この点については常に気にしていく必要があると思っています。

○山本委員長 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 手短に2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど来議論になっている資料1の10ページの議会の位置付け等というところです。私も法律の規定を置くことが議会を巡る様々な課題を解決するかどうかというのは若干疑問であるというのは、前回も申し上げたとおりです。ただ、心構えであるということであれば、このような形で規定を整備することも消極的ではありますが、あり得る選択肢かなと思っています。

ただ、この3ポツ目の「誠実に」という言葉が、これはおそらく三議長会も真剣には考えていらっしやらなかったことかもしれませんし、やはり色々な不祥事ですとか不適切な行為、議員の方のそういった行為を戒めるという心構え論として、この誠実という言葉を入れ込むという選択肢はあり得るとは思うのですが、ただ、そこが先ほど宍戸委員がおつ

しゃったとおり、実際の色々な副次的な効果を生み出すということになると、かなり問題が出てくるかもしれないので、ここは慎重に検討する必要があると思いました。

もう1点は、議会自らの取組というところで、資料1の7ページのところです。これはこのとおりだと思うのですが、私もちよっと解決策がなくて、どう考えたらいいかということは悩んでいる点です。

例えば、勤労者等が参加しやすい議会ということで夜間・休日議会ですとか、通年会期制ということで、資料2の16から17ページ辺りに実際の取組例があるのですが、あまり進んでないというのが実情だと思います。こちらを進めると、理事者側といいますか、職員の方のワークライフバランスに影響するために、夜間・休日議会や通年会期制がなかなか普及しないという問題があります。議員のなり手を多様化するための様々な取組を各議会に求めても、現場では実際には動かないという問題がある。これは現場任せ、各自治体任せにすることが果たしていいのかどうか、これは長期的には何度も繰り返し出てくる課題になる可能性があって、この33次地制調で何らかの解決策を考えなくても良いのかどうかというのは、個人的に迷っているところでございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員 私からは3点ほど申し上げます。

まず、多様な議員のなり手を増やすということで、色々意見が出ていたかと思います。その上で、経済団体さんにヒアリングをありがとうございました。立候補環境だけではなくて、要は土日・夜間とかも進めようという御意見が出ていたということは、やはり就任した後のことが見えていないと立候補もできないということで、セットの話であろうなと感じた次第です。

一方で、私は土日・夜間、今、伊藤先生が事務方の負荷がかかる状況もあるというのはなるほどと思ったのですが、さらには、土日・夜間は子育て中の女性、今の環境下でいうと、むしろ忙しいところも正直あり、そこはもうちょっと中身を見ていく必要があるし、やはりオンラインを進めていくことが非常に重要だと感じております。オンラインも、例外的に子育て中や障害がある方、介護中の方とすると普及しないのです。コロナになって全員がやるようになったから普及したという観点も含めて、これは中途半端なことをやっている、既存の担い手の思いのままかなと思っております。

あと、オンラインにすることで傍聴者の増加が見込める点も注目すべき点だと考えます。

2点目はハラスメントの件です。通報窓口の設置が進んでいるという報告がありました。議会内のは議会内の閉じた世界で中に事務局を置くというのが本当にいいのかと感じたのが1点です。さらに、議会外、選挙中だったりとか、住民の方々とのやりとりの中でハラスメントに遭うということはよく聞くケース。そういったものの対応状況のフォローアップというのがどうなっているのか、もし良い例があれば、別途お伺いしたいところで



す。

最後の3点目は、人口推移と議員定数の変化についてお調べいただきありがとうございました。都道府県議会に関しては多少、人口に応じた面があるかなと拝見しておりましたが、やはり全体を見ると合併の影響が大きすぎて細かい点が見えないなというのが分かりました。小規模自治体のところで本当にどうなっているのか見ていってもいいのかなと思いつつ、迷うところですが感じた次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 1点意見を申し上げます。皆さんお話の10ページの法律に規定するイメージのところですが、私がこの文言で一番気になるのは、「意思決定を行う」というところです。なり手不足で議会や選挙が成り立たなくなるような今後の危機感ということが発端で、では、多様な人材の参画と活躍を促す工夫や取組はどうかという観点と、そのための議会の寛容性、受け入れ環境をどうしていくかという問題意識があったと思うのです。

色々展開をしながら、資料2の25ページにあるような女性模擬議会とか、取組事例を見ると、色々なチャレンジが伺えますが、オンライン等で身近なものにする活動というのは、功を奏しているところもあるかなと思いきや、この女性模擬議会も市長に質問や提言を行ったとか、教育長に質問を行ったという行動に留まっているように見受けられます。書きぶりがこうなっているからかもしれないですけども、意思決定ということには寄与していないのか、関連性が現状で見えないと感じます。

案文を最初見た際は、若手人材や女性が議会の意思決定の場にいることが大事であり、意思決定すると違う結論が出るかもしれないから、議員のなり手の方に対し、自分たちも存在感を出していかなければといったメッセージが認識されるのであれば、意味があるのかと思った次第です。しかしながら、これを規定することで、直ちにそれが伝わるかということ、少し有権者、市民との間に心理的距離があったり時間を要するのかなと想像するところもあります。また、立候補しようとする人たちを支援してくれるような産業界の動きというもの、まだ限定的でもあるのかなと思います。

地域では、地元の産業界の人たちが、議会や政治と割と強いつながりもあり、先ほど太田先生がおっしゃっていた距離のバランスの不公平感のような懸念も出ます。今の状況を踏まえる中で、何をアピールしていくか、加えて確かに地方議会の課題を、議会だけで解決するというのは、また、議会の寛容性を自己改革というのはすごく難しいところがあると捉えています。よって、さらに公のものにして、全体から見て、自分の地域はおかしいとか、遅れているとか、はたまた住民の意見を取り込めるような環境ではないなど、そのようなことに気づく、寄与するような方法は、別な形で行うこともできるのではないかと、いうことを思うところです。

以上、よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど、10ページの法律に規定するイメージに関しまして若干御質問もございましたが、事務局からお願いできますか。

○田中行政課長 10ページのイメージの件で幾つかお尋ねいただいています、まず、重要な意思決定について、例えば住民投票で物事が決まることもあるのではないかとということにつきましては、先ほど太田委員からも御指摘がございましたように、この法律の定めるところにより、重要な意思決定に関する事件を議決するところでございますので、この法律で定められている議会が重要な意思決定をするとされているものについてだけ、これは規定しているという理解でございます。

2点目でございます、3つ目のポツのところについては様々な御意見をいただいています、「住民の負託にこたえ」のところ、「誠実に」というところ、それぞれ御意見をいただいています、まず、執行機関について心構えは確かにあるけれども、それについてはやはり背景があったはずだと、今回どういう背景になるのかという御指摘をいただきましたが、その点につきましては資料2の29ページをお願いできればと思います。

本体資料では、さらっと一部の議会・議員による不適切な行為と申し上げましたけれども、この点につきまして、もう少し具体的に拾ったものでございまして、例えば議長会の報告書とか、あるいは報道でも様々な指摘がされております。

例えば、県議長会の報告書を拝見しますと、投票率の低下、住民が抱く議員像にも関係しているとしつつ、次の行であります、一部の議員の不祥事が住民の議員像をつくる上で大きな影響を及ぼしているということで、やはり不祥事の問題を指摘しています。

また、市議会議長会においても政務活動費についてでございますが、私的流用とか不適切な使用などが相次いで明らかになっておりまして、住民の信頼が大きく揺らいでいることが指摘されています。

また、個別に報道の中でもパワハラ・セクハラとか、政務活動費の不適切な使用とか、議員の遅刻、早退などなど、それから、質問を執行部の職員につくらせた点とか、そういう指摘が様々されているということでございます。

そういう一部の議会や議員の不適切な行為が住民の議会に対する信頼を損ねているという状況を踏まえて心構えを規定する必要があるということかと思っております、「考え方」の中でも議会の役割・責任を明確化して、議員の職務を行うに当たっての心構えを規定することが考えられるかというのは、そういうコンテキストだと理解をしています。そうやって心構えを規定することが議員、あるいは議会の改善につながっていけば、それが住民の議会に対する信頼を向上させていくということではないかと思えます。

それから、住民の負託、誠実というフレーズでございまして、住民の負託につきましては令和2年の最高裁判決の中で、「住民の負託を受けた議員としての責務」というワードが使われているのを使ってきたものでございます。また、「誠実に」というものは執行機

関についての心構えの規定を参考にしたものでございますが、例えば執行機関の規定につきまして、自らの判断の責任において誠実に管理し、執行しなければならないという規定が設けられていますが、こういった規定については判例では極めて当然の心構えを明らかにしたものであって、法律的義務というよりは、むしろ道徳的な要請であると判示されていると理解しておりますので、これをもって懲罰などの規律の判断基準が直ちに変わるといったものではないと理解をするのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 時間との関係ですぐ終わらせます。今、事務局から最初の方でお答えいただいたのは、多分、私の発言との関係で回答いただいたのではないかと思います。今回の議会の位置付けの規定の必要性との関係で、資料2の29ページを挙げて説明いただきましたけれども、もともとは、三議長会からの要望ということで、今回こういったことを検討してきたわけです。その点、要望された理由とはちょっと違う内容になってきているのではないかと少し思ったということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 先ほど事務局の田中行政課長からご説明いただいた住民の負託の部分ですが、最高裁のものを持ってきたということなのですが、最高裁は「住民の負託を受けた議員」としての責務を果たすことができなくなると言っているのものであって、もちろんその脳裏に、議員は負託にこたえるべき存在であるということはあるでしょうけれども、ここでの最高裁が求めていることは、負託にこたえることではなくて、あくまでも負託を受けた議員として責務を果たすことなのです。それが重要だと思います。今の書き方だと、負託にこたえ、誠実にその職務を果たすと2つ並んでしまっているようになっている。私は、住民の負託を受けた議員は誠実にその職務を果たせという形にして、負託にこたえるということが独自の活動を正当化する余地を徹底的に削ってほしい、そういう考えでございいます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

10ページの具体的に法律に規定するイメージに関しまして様々な御議論があり、事務局からもお答えがございました。

一つ重要なのは、こういった規定を置く背景、あるいはこういった規定を置く文脈をはっきりさせることです。規定自体にはそこまで書けないので、説明をきちんとつけて、後々までこういう意味でこの規定が置かれたということが明らかになるようにしておくということかと思えます。根本的には議員のなり手不足、議会における議員の多様性の欠如、不

足が背景である。先ほど事務局からの説明がありましたけれども、一部の議員が不適切な行為を取って、議員のイメージを低下させ、議員になろうという人の気持ちを削いでいるといったことも含めて、そのような背景をはっきりさせる必要があります。

文脈としては、住民自治が大きな文脈としてあって、その中に議会の活動がある。先ほどの意見の中にも、住民参加の重要性であるとか、あるいは住民の意識・認識の重要性であるとか、これは今の地方議会におけるなり手不足、多様性の不足が住民と共犯関係にあると言われた点ですが、あるいは制度としては例えば住民投票の制度が設けられている場合があるとか、色々指摘がございましたけれども、そういう住民自治の考え方の中に議会がある。そういった文脈をはっきりさせておく必要があります。それがないと、議会だけが何か突出して権限を持っているとか、あるいは責任があるといった議論になりかねません。

その上で、住民の負託にこたえ、誠実にその職務を行わなければ、というところは表現をどうするか、最高裁の表現をそのまま使うと、住民の負託を受けてということになるかもしれませんが、いずれにいたしましても、この規定が議員の権限の根拠になるわけではなく、これがあるから議員はある種の権限を行使することができるという根拠になるわけではありません。逆に、具体的な責任の根拠になるわけでもなく、例えばこの規定が根拠になって懲戒処分がされるわけでもありません。あくまで資料にありますように心構えを規定するという趣旨を明らかにする必要があるかと思います。

規定の上でどう表現するかは非常に難しく、技術的な問題にもなるのですが、事務局にも検討していただきたいと思います。いずれにしても趣旨を明確にすることが重要ではないかと思います。

あと、三議長会から色々な要望を受け、それを考慮して、今回色々な議論をしていますけれども、三議長会の要望をそのまま地制調の意思にして、そのまま条文にするわけではありません。あくまで三議長会の問題意識等を地制調として受けとめて条文化していくという作業をしていると理解しております。

立候補環境の整備につきましては、もう少し積極的に書いたらという御意見もございました。先ほどの報告の中で、無給の立候補休暇については、経団連は、現在労基法に定められていると理解しており、もしそうだとすると、既にそこまでは労基法で規定されていることとなります。この解釈も日本商工会議所等々は取っているのか分かりません。しかし、経団連のような解釈を取りますと、今の案は少し引き過ぎではないかと思いますので、もう少し書いてもいいのかもしれない。

ただ、方向性としては、これで御了解が得られたのではないかと思います。

それから、15ページのデジタル化対応に関しましては、結論の部分についてはあまり御異論がなかったかと思います。すなわちオンラインでの委員会の開催についてもう少し検証し、さらにそれを進めた上で検討をしていくべきではないかという点についてはあまり御異論がなかったかと思います。その前提のところ、①②③の部分であるとか、あるいは

2番目の○のどのような問題があるかという部分について、若干異なる意見もありましたので、そのところはもう少し丁寧に報告の中では書いていくことになるかと思えます。もう少し問題点を明確にして、今後の議論につなげるようにしたいと思います。

それでは、地方議会のあり方につきまして、今申し上げた点をもう少し精査した上で、しかし、基本的な方向についてはおおむね了解を得られたのではないかと思いますので、本日の議論を踏まえまして、次回以降、取りまとめに向けた議論を行うことといたしまして、次回、地方議会に関する答申の素案について議論を行いたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、次に資料3についてです。事務局から説明をお願いいたします。これも田中行政課長からお願いします。

○田中行政課長 引き続きまして、資料3「審議項目1関係資料」につきまして御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。これまでの主な意見を整理したものでございまして、主に第2回の総会までに様々な意見、このポストコロナの経済社会についていただいたものを整理しております。

4つ目の○ぐらいから御覧いただければと思いますが、2行目のところで、少なくとも資源制約の中で資源を効率的に投入する仕組みをどうつくっていくかという視点とか、不測の事態に柔軟に対応できる仕組みをどうつくっていくかという視点はあるのではないかと。その次であります、いわゆる2040年問題に関連した我が国の本質的な環境は変化していないということではあります、その後の様々な展開もあるので、これを踏まえて前回の第32次地制調で扱ったテーマを深掘りすべきではないかというような御意見を今までにいただいております。

そのような問題意識から、4ページ以降で、まずはいわゆる2040年問題について、これまで既に御提出した資料も多いのですが、資料を付けさせていただきます。

4ページ目が出生率、合計特殊出生率、これは既にお出ししている資料でございます。

5ページ目はコロナのもとで婚姻数、出生数が、さらに厳しい状況になっているという資料でございまして、婚姻数が約60万件で推移していたのですが、コロナのもとで令和2年以降は、令和2年52.6万件、去年は51.4万件という、戦後最も少ないペースになっていまして、妊娠届出数につきましても減少しているというデータでございます。

6ページは死亡数、死亡率の状況で、これも既にお出ししている資料でございます。

7ページは東京一極集中の状況で、これも既に御説明申し上げているものでございます。

8ページは社会資本の老朽化の現状でございまして、これも高度経済成長期以降に整備された道路橋とかトンネル、河川、下水道、港湾などにつきまして、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなってきていますので、今後メンテナンスが大変であるということでございます。

9 ページは女性就業率とか高齢者就業率が上昇傾向にありますという資料でございます。既にお出ししているものでございます。

10 ページは多様で柔軟な働き方・生き方への関心の高まりについてでございます。コロナの前と比べまして、左のグラフを御覧いただきますと、全年齢と比較しまして、20代、30代は地方移住への関心が高いというデータでございます。右下の地域別テレワーク実施率を御覧いただきますと、三大都市圏が含まれる地域はテレワークの実施率が高い傾向がありまして、それ以外の地域と比べると、やや差があるなという状況でございます。

11 ページで、デジタル化で生活が変わっているということございまして、電話・オンライン診療に対応する医療機関が徐々に増えている、あるいはオンライン教育の普及が進んでいる。電子商取引の利用も拡大している結果だと思われませんが、宅配の取扱数が増加しているというデータでございます。

12 ページからはやや毛色が違う資料ございまして、まず、地球温暖化に伴います異常気象と脱炭素ということでございます。世界の年平均気温が上昇が続いていると、近年、異常気象が激甚化・頻発化していると、地球温暖化の影響と考えられているということございまして、2050年脱炭素社会の実現に向けまして、自治体においても実現に取り組む動きが顕在化していますということでございます。一番下で藤沢市と日光市の事例を挙げていますが、デジタルを活用したまちづくりでCO2の削減に取り組むとか、あるいはテレワークの活用によってCO2の排出の削減に取り組むといった取組も出てきています。

13 ページは、災害リスクエリアに居住する人口がもともと多いのですが、増加傾向にありますというデータでございます。

14 ページでございますが、近い将来に想定されます大規模地震ということで、切迫性が指摘されているものについて、南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下、中部圏、近畿圏直下地震がございまして、自治体において公共施設の耐震化等の施設整備とか、防災訓練などの災害予防の取組が求められているということでございます。

15 ページでございますが、国際紛争等で武力攻撃事態等への発生の備えという新たな課題も出てきていますということございまして、安全保障環境につきまして、近年は平時でも有事でもないグレーゾーン事態というのが長期的に続く傾向がございまして、これが重大な事態に発展するリスクもあるということでございます。自治体は国民保護の措置を実施する役割を担っていますが、平時から具体的なシナリオを想定した訓練をしていくことも重要であるという指摘もされています。

16 ページでございます。このポストコロナ社会という点で幾つかの地方公共団体で既に提言されているものがありますので、それを御紹介するものでございます。

見出しベースでございますが、左の東京でございますが、左下に5つのキーメッセージがありまして、項目ベースで御覧いただきますと、デジタル技術、DXが1つ、2つ目が安全・安心ということで感染症対応とかライフラインなど、3つ目がセーフティネット、4点目が多様性、5点目が経済・金融ということになっています。

右側の兵庫の方の会議でございますが、1つ目はパンデミック時代の危機管理、2点目はデジタル、3点目は産業ということ、サプライチェーンの再構築なども含まれています。4番目は大都市集中の是正、分散型社会ということでございます。5番目は社会の絆、セーフティネットになっております。

17ページに、議論の着眼点ということで案としてお示ししているところでございます。第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化しまして高齢者人口がピークを迎えます2040年にかけて生じることが見込まれる変化・課題について整理をしたところでございまして、こういう人口の変化とかインフラの老朽化が内政上の課題を顕在化させ、人材面等での資源制約がサービス供給の持続可能性に影響を及ぼしかねない。他方で、様々な技術の進展とかライフコースの変化、価値観の変化が、そういう制約の現れ方を変える可能性があることを整理したものでございます。

その上で、自治体が住民の暮らしを持続可能な形で支えていくためには、新しい技術を基盤としまして、各主体の持つ情報を共有しまして資源を融通し合うということで、組織の枠を超える、地域の枠を超えるということで、多様な主体が連携し合うネットワーク型社会が重要だということでございました。

こういう認識について、今回の調査会におきまして、ポストコロナの経済社会における変化・課題を踏まえる上でも、基本的に当てはまっていると考えて良いのかどうかということ、このほかに調査審議を当たって踏まえておくべき変化・課題というのがどういうものが考えられるのかということについて御議論いただければと思っております。

例えば、コロナの感染拡大では、人口の集中のリスクとか、デジタルの可能性を再認識させたことを踏まえまして、非平時において迅速かつ的確に対応できるような柔軟性とか冗長性を備えた社会システムの転換とか、そんなこともあるかなとも思いますけれども、本日は様々な方面から御指摘をいただければと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして御意見等がございましたら、お願いいたします。非常に大きな話ですので、こういう視点もあるのではないかとか、この点はもう少し違う方向の話ではないかとか、色々御意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 デジタル政府と自治体に関する研究をこれまで進めてまいりました。私どもの研究では電子政府に関する世界ランキングを毎年発表して、17年目をもう間もなく発表する予定であります。歴史的な経緯から見てまいりますと、官庁の縦割り行政、電子政府の中央と電子自治体、地方の法的な分離、地方公共団体の財政、デジタル格差やICT人材の不足といった点が構造的な弱点であると認識してまいりました。

ただ、その構造的な弱点もありながら、コロナを経てDXの進捗がかなり見えてまいりま

したので、その点だけ少し申し上げさせていただきます。

まず、縦割り行政については、昨年9月にデジタル庁が発足し、世界でも数少ない省庁でもありますので、省庁間のDXの推進は今後の課題でありつつも一歩前進したかなと認識しています。

あと、外郭団体やベンダーが各自治体に影響力を持つ点についても令和7年度から自治体のシステムの標準化に向けて今まさに準備をしている最中でもございますので、その点も進んでいます。

ペーパー主義については、ペーパーレス会議やタブレットの利用、オンラインとのハイブリッドなども進んでいますし、議会のデジタル化は本日の議論にもありましたように改善されています。

また、専門委員として現在参加しています内閣府の公文書管理委員会でも、デジタル化に対応した行政文書の管理ルールが整備されつつあります。

国民視点やユーザー視点などUI、UXについても、最近では高齢者をはじめとするデジタル弱者対策ですとか、あるいはマイナンバーのスマホ活用といったユーザーがスマホを利活用できるようなスマホ教室の開講とかサポーター制度なども、総務省などを中心に展開しています。民間と比較しますと、少し遅れていると言われておりますのが働き方改革で、この点は柔軟な働き方の体制をしっかりと行政では採っていく必要があると思っています。この点については、御指摘したDX向上で解決する問題と思います。

今後、やはり技術のさらなる利活用が必要だと思います。自治体のCIOですとかデジタル化推進の要となる人材の任用が進んでいる点や、あるいはデジタル化への理解不足、技術やサービス向上のためのデジタル人材不足に悩む自治体でも育成や内製化が進んでいます。市区町村のICT課題解決と活用貢献する都道府県も出ており、この点は先ほど御説明がありました東京都、兵庫県等が良い事例になっているかと思います。

こういった構造的な弱点や問題点に対して、解決策や進捗状況を分析してみますと、デジタル化は全体として相対的に見て前進していると私は評価しています。

今後の課題ですが、DXはそのものが世界の潮流でもあり、最近のアメリカの調査会社によりますと、2022年に世界の地方公共団体の75%がデジタルイニシアチブへの資金提供に予算を増やして、国家主導で地方自治体の計画が進行していると報じています。さらに都市の規模にもよるのですが、データの利活用の促進やサイバー攻撃への対応策として、IoTやセキュリティーが投資の最優先事項となっています。また、中規模都市の約半数が2026年までに環境対策などのためにデジタルツインを活用すると予測しているデータもあります。地球温暖化、異常気象、カーボンニュートラルなどの対策にもつながってくると思います。

世界の多くの自治体がポストコロナで急速にデジタル化へ舵を取り始めた証左であり、引き続き、都道府県と市区町村、そして、中央政府との関係のあり方を今後しっかり詰めていく必要があると思います。



以上です

○山本委員長 ありがとうございます。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸です。発言の機会をいただきありがとうございます。

第5回の小委員会で、本日の審議項目1の前半のデジタル・トランスフォーメーションに関して意見を言おうと思って油断しているうちに意見を申し上げる時間を逃してしまいましたが、それは事前に事務局にメールをお送りしましたので、今後、二巡目の際にまとめてまた改めて御意見を申し上げたいと思います。

今日はいわゆる審議項目1の後半部分の赤枠で指摘されている部分につきまして、1点申し上げたいと思います。DXとも結局連動する部分はあるのですが、第32次地方制度調査会におきましては、公共私連携を、デジタル化、それから広域連携と並んで1つの柱として挙げていたと思います。そして、それによる対応、あるいはその前提として何が起きているのかを総務省として、また、この地制調としてどう認識するのかということが一つ課題ではないか。今、事務局からお出しいただいている資料にはその点がないのかなと思います。もちろん、地方政治、地方自治というのは、その総体が住民の様々な参画であり、公共私といいますと、共の部分があるという意味で、なかなか資料化、あるいは統計化がしづらいのだと思います。

しかしながら、今、岩崎委員が御指摘になったような話も含めて、いわば新しい市民参画は、DXと関わってきてしまう部分もあるのですが、例えば各自治体においてシビックテックのような話とか、新しい住民参加の動き、あるいは第32次地制調で議論をしました、必ずしもデジタルに限らないのですが、社会福祉協議会とか、その後、このコロナを経て、今、どのように全国的になっているのか。あるいは何か目立ったベストプラクティスといえるようなものが自治体ごとにあって、そして、それを認識した上で、では、どうしていきましょうか、公共私共の部分を地域社会やの地方行政に見込まれる変化の課題として認識したり、あるいはその対応策として議論するという事かなと思います。

したがって、この辺りについて、DXとも並んでですが、少し色々情報を事務局において集めていただき、この場で議論させていただく、その素材としていただけないかなというのがお願いでございます。

私から以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

砂原委員、お願いします。

○砂原委員 私もデジタル化についてですが、2点ほど申し上げたいと思います。

1点目ですが、宍戸先生が今おっしゃったようなこととも関わるのですが、コロナの間のある種のベストプラクティス、ベストかどうかは分からないにしても連携の事例等を少し見ていくのがあり得るのではないかと。

特にデジタル化自体がそうだと思うのですが、実際の事例がないと何とも言えないというのが一つあって、個別性が極めて高い以上、うまくいっていないこと、駄目だったことも含めて議論をする必要がおそらくあるのではないかということが1点です。

ここは手前みそになってしまいますけれども、私は関西に住んでおりまして、関西の場合は様々な連携をやっているわけです。関西広域連合もあれば大阪府と市の府市統合本部というのもある種の連携でありますし、大阪市周りの広域連携というのも幾つかあります。さらにはこの前提言を出された特別自治市みたいな話も連携中枢都市とかと連続性も一定程度あったり、そういう議論がされたりとか、そういうような実際の試みとか提案みたいなものも含め、提案は後でいいと思うのですが、実際に行ったこと、うまくいったこと、いかなかったことについて、ヒアリングなりを始めるというのが一つあるのかなと思います。

もう1点ですが、こちらは先ほどの資料、あるいは説明の中であまり取り上げられていなかったことで、私が強調すべきではないかということです。それはデジタル化はもちろん重要なところではあるのですが、データの扱いをどうするのかということです。今回はそのデジタル化をするのだということは色々書かれているわけですが、そのデータをどうやって取るのか。要は今までの地方自治体、政府もそうですけれども、情報を取るというのは、あくまでも様々な政策・施策を行うときの副産物としてデータを取ってくるという性格が強かったのではないかと思います。

しかし、デジタル化みたいなことを本格的に考えるのであれば、おそらく情報を取ること自体がある種の目的になってくるわけで、この情報の取り方ということから含めてデジタル化を議論する必要があるのではないかというのが2点目の重要なポイントです。

さらに情報を取るということを考えてときに、おそらくこれは政府、地方自治体だけではないわけです。スマートシティみたいなことを議論するときに、民間の主体が、場合によっては人々の知らない形でデータを取ることが出てくることもあるわけです。それを全面的に禁止するわけではなくて、どうやって使うかみたいなことも含めて、おそらく自治体は考えなくてはいけなくて、それがデジタル化の中長期的な話になってくるのではないか。そうすると、自治体はどうやって情報を取るのか、あるいは公共私の特に関私部分です。共もあるかもしれませんが、そういったところが人々からデータを取ることに関してどのように、場合によっては歯止めをかける必要があるかみたいなことも含めて議論するのが重要ではないかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 私もはっきりとした何かがあるわけではないのですが、いただいたものを見ておきながら気になった点について述べますと、コロナのおかげで多少人口の移動、転入超過、転入関係がこれまでと違うという話と、そこにテレワークが一定の影響を与えただ

ろうというデータが出ておりましたので、人口の分布、居住状況のあり方とデジタル化というものがどういう関係になるのか、後者が前者にどういう影響を与えるのかというのは、論点化できるならば、もう少しそうしたいと思います。ただ、正直、事例ごと、シチュエーションにもよるだろうから、よく分からないのですが、そこら辺、砂原委員がおっしゃったような事例研究、事例調査という形でもいいので、もうちょっと議論の素材があればなと思いました。

一方において、テレワークが進むと、首都圏にいる必要はないが、そこそこインフラストラクチャーがある場所ということで三大都市圏のどこかにいることになり、これが固定化されるのか。あるいは、現に大学も特例措置が終わりまして対面授業が原則になっています。対面授業に戻ったことにより、学生への教育効果も高く、楽しい学生生活を享受していることを祈りますが、そこはよく分からない。ただ、対面授業に戻るとなると元の木阿弥とは言いませんが、実際、民間もそうテレワークしたがついているわけではないなどの話がありますと、また一極集中になるかもしれない。

第32次地制調のときには、正直、ある種2040年問題を解消するツールとまでは言わないけれども、緩和するツールとしてデジタル化に期待していたような感じもするのですが、考えによっては、リモート健診のようなものをやると、カウンセリングをやって薬を郵便で送ってあげれば、医者は地元になくていいということになりかねず、つまり一層一極集中を進める危険もあるだろう。他方で外科手術をリモートで完全にこなすことは絶対にあり得ない、予防接種もそうです。

そういう形でシチュエーション、文脈によるのだと思うのですが、デジタル化が人口の分布、2040年でなくてもいいのですが、人口の分布に対してどういう影響を与え得るだろうかというのを幾つかの例でいいので、もう少し独立に論点化する。つまりデジタル化が地方自治制度としてある程度望ましい、一極集中が改善されたものに対して救いにもなるし、やはりこれは悪化させる要因にもなるといった辺り、両面を踏まえた分析ができる議論の素材、そういうものを考えるべきではないかという気がいたしました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋です。今、太田委員がおっしゃったことで1点だけ関連することを申し上げたいと思います。

リモートでの手術は実現していますということです。ただ、当たり前ですが、患者さんが自分でやるわけにいかなくて、手術室のお世話をするお医者さんなり看護師さんなりがいますと、ただ、リモートで非常に高度な技術を持つ専門医の方が執刀するということが可能になる。これが多分ポイントです。

これまでは要するに、リモートアクセスが乏しいので、できる限り国土に均等にそれなりの技能のあるお医者さんを配置しようとしてきました。具体的に言うと、1県1医大という

ことを目標にして、高度な医療機関というのを少なくとも各都道府県に設置しようとした。その結果、何が起こったかという、例えば心臓外科医というのは、日本にはアメリカに比べると、人口比的にかなり数が多く、ただし、全員経験が乏しいということが指摘されているわけです。つまり地域に均等にばらまいたので一人当たりの執刀数が限られていて、技能は平均すると限界があると言われている。

これをリモート技術を活用すれば、執刀医はどこにいてもいいのですけれども、例えば都会にいるかもしれませんが、それが地域のお医者さんと手を組んで医療を供給していくことによって、高度な医療を集中して高い技能で提供することが可能になっていくかもしれないということになる。そうすると、これまでの割と物理的に地域に均等に何かを配置していかなければいけないという政策を根本的に考え直さなければいけないという問題提起につながっていくのだということは踏まえてもいいかなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員、お願いします。

○土山委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。議論の着眼点の17ページとその後に、第32次地制調の中間報告も来ております。併せて、その後に32次の答申も出ているわけですが、議論の着眼点のところ、ポストコロナの経済社会において、ポツ1つ目が示され、その後ろに、チェックで示された小項目が2つあるわけです。1つ目は人口構造の変化やインフラの老朽化等がサービス供給の持続可能性に影響を及ぼしかねないこと、それは本当にそのとおりで思って、まさに重要な着眼点だと思っています。

その後2つ目に、他方で技術の進展やライフコースや価値観の変化・多様化は、資源制約等の表れ方を変える可能性があるということ示されていますが、これについては、そうかもしれないけれども、濃厚ではないし、この可能性と言われているなかで、1つ目のチェックで示されている非常に難しい状況は喫緊の課題として深まっている。そこに懸念される状態に至っている地域は既にあるということ。それと、でも、それが変わる可能性もあるかもというこの2つの部分が同じように並ぶことには、それなりに違和感を覚えるということでございます。

その次のポツは、むしろ1と2が両方ある、両方全ての地域に同じようにそれなりに濃厚な可能性があるのだということを前提として書かれているとすれば、確かにと思うのですけれども、特にコロナというインパクトを経て迎えている地域の実情というのは相当に厳しい状態になっていて、むしろこうした可能性が実現するまでの間を待ってられない今の課題、今、既にこの1つ目のチェックの課題が浮き彫りになっているところがあって、そこをどうするのかということが、まず優先的に検討されるべきではないかというところでございます。

地域として1,000人の町が500人になって100人になっていくというときに、100人になりましたから強制移住してくださいということをしないう限り、その100人にも一定の何かを保

障しなければいけないわけです。それをどのように実現していくのか、言い換えると、それは健康で文化的な最低限度、その最低限度はどれぐらいの水準なのかというのは変わり得ますが、変わるとすれば、それはナショナルミニマムですので、全ての国民のナショナルミニマムは切り下がるということはあるかと思いますが、どこに住んでいてもナショナルミニマムは保障、健康で文化的な最低限の生活を保障するということは、それは政府、国の責務としてあって、しかし、その国の責務を実際に住民にアウトリーチするのは自治体だということなので、だからこそ、国と自治体の関係性が重要なわけです。

さらに32次の中間報告にも32次の答申のところにも書いていますが、地域にはそれぞれ固有の課題や特性があって、その課題に地域それぞれが対応しなければいけない。そうすると、自治体はそうしたナショナルミニマムを住民にアウトリーチするための役目も果たしつつ、さらに地域に独自の課題も対応することで、言い換えると、シビルミニマムを実現するというのが、どの自治体にとっても必要であるということだと理解しております。

そうしますと、こうした可能性があるから、その可能性をどうにか何とかしていきましょねということが必要だとは思いますが、その可能性と現実の課題の間で非常に深刻な状況にある地域が既にあって、そこをどうしたらいいのかという、そこを国と自治体でどうしていくかということの意味での国と自治体の役割分担や、その制度ということが必要になっているのではないかとということです。

既に地域では古来やってきた何百年も歴史のあるお祭りを閉じる、これで最後の1回にしますという選択をしているところもありますし、おいしくて愛されている地元のお店でもコロナのインパクトで後継者もいないし体も辛いから閉じますということでどんどん事業者さんが減っているという実情があります。墓じまいも多くの自治体で言われてきて、過疎地域の自治体が設定する共同墓に多くの関心が寄せられるという状況になっています。その状況に向かい合って国と自治体の関係をどう考えるかという視点が、あまり重視されていないように思われます。

下の矢印のところ、このほかにと書かれているところですが、むしろこの地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題というのは、既に第32次地制調で、2040年にと書かれて出ているチェックのところ示されていて、色々なデータも出ているというわけです。

先ほど太田委員から御発言がありましたけれども、人の移動はおそらく三大都市圏の中心から50キロ圏を離れたところで、そんなに人の移動が多くあるかといえば、それはほぼではないのではないかと考えています。ひょっとしたら、私の懸念が覆されるデータがあるかもしれないけれども、そうした状況の中で既に進んでいることにどう対応するかという目線を入れざるを得ないのではないかと。明確に足りないのは人と資源で、資源の奪い合いという言い方ではふるさと納税というのは、ある意味資源を奪い合うことでも見えております。奪い合いではなく連携、しかし、お互いに連携するにはイニシャルコストが必要ですし、そこにはやはり人と資源が要るのだということも申し上げておきたいと思

います。

ということで、議論の着眼点の2つ目のところは、この可能性の部分だけを、これから今どうしましょうかということ論ずるということでは、国と自治体の関係のところでは本当に検討されるべき点が見えにくくなっているのではないかなと懸念しているところがございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

村木委員、お願いします。

○村木委員 短く申し上げたいと思います。今の委員のお話を伺いながら思ったのが、昔、国土審議会で消滅都市、消えてしまうであろう集落の数とかが示されたことがありました。小集落などへの対応を考える際に、デジタル化が進んできたときに、デジタル化で対応できることと対応できないことは何なのかというのをもう少し考えた方がいい気がします。人口が減少してきてもデジタルでカバーできることとできないこと、これをもう少し明確にしていくと、色々な対応のあり方が考えられるのかなという感じがしました。

もう一つ、テレワークの話ですが、地方に移住という話が出てくる際に、人がどこからどこに移動しているのかということをもっと少し深掘りする必要があると思います。どういう場所であれば移住先として選ばれるのか、これは距離かもしれないですし、移動のしやすさかもしれないですし、何か求めるものがあるからなのかもしれない。この辺りの明確化をしないと、今後の地方行政を考え際に、どういうところであれば選ばれるのかという説明につながるのではないかと思います。その辺りをケーススタディでも構わないと思いますから、少し明確にさせていただくといいかなと思いました。

あと、インフラの話がありました。インフラもネットワーク型とそうでないものがあります。道路とか下水とか、こういうものはネットワークですが、そうでない施設もあるので、これも一くりに考えるより、シェアできて広域行政で対応できるものとそうでないもの、この辺りの詳細な分け方みたいなものも必要な気がします。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員 1点だけ。ポストコロナ時代のリモートワークと地方移住と多拠点生活を可能にするに当たり、見過ごしていた点が子供の教育です。ファミリー層が移住する際、住民票がない地域で学校に通うということができれば、敷居が下がる。多拠点生活に必要な視点で進める必要があると感じました。ある取組を最近知ったのですが、第32次地方制度調査会の現地視察時、太田先生とお伺いした神山町がある徳島県と徳島の教育委員会とデュアルスクールを展開する「あわえ」という会社が実証実験をもう5年ぐらい前から進めているということでした。教育の進度の違いや、住民票がない地域での義務教育などをどうカバーしていくか。課題がカバーできれば、人の行動の範囲が広がる可能性もあったり

すると思うので、ヒアリングしてもいいのではないかと思った次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 本当に短く触れますけれども、要は第32次地制調で出てきた課題が連続しているのだけれども、とりわけデジタル化で新しい変化が生まれているのではないか。だとすると、デジタル化に合わせて圏域連携とか公共私連携がどう変わりつつあるか、あるいはどう変わっていくべきかという、今の2025年の情報システムの共通化のその先を議論しなくてはいけないのではないかと思います。それは先ほど砂原さんが言われたデータ共有も同じことです。私はある場で自治体のデジタル担当の方から言われたのですが、2025年の先はどのようなのですかというのです。やはりその部分はデジタル庁で考える部分ももちろんあるのですが、自治体の情報システムのあり方というのは地制調で考えなくてはいけないのではないかと思います。

あと、危機対応ですけれども、やはり新型コロナの一連の対応で、総務省対応で何が良かったのか、何が悪かったのか、例えばワクチンの問題では、新聞紙上では交付税担当など総務省の幹部職員があちらこちらの自治体担当者に電話をして迅速に進めたと報道されています。事実、全国市長会からは、国のワクチンの対応についてかなり厳しい意見がありました。まずは総務省として今回の危機対応について検証しなければ、議論は始まらないのではないのでしょうか。やはり総務省について、うまくいった話とうまくいっていない話を切り分けることで、またパンデミックが起こったときには、別のワクチンを当然配付するわけですから、そのためにもっとスムーズにできるやり方があるはずですよ。例えばそういうことはここで考えるべきなのではないか。

もう一つは、自然災害に関して言えば、私の研究の前提で言うと、熊本地震のような狭域の非常に狭い場合、あれはK9で対応したわけですがけれども、西日本豪雨のような広域の自然災害があったときに、どう自治体間調整と国の部局間調整を割と短期に進めるかという問題は未解決です。これはコロナ対応でも同様です。そういった事例をもう少し考えながら、危機対応については国と地方の調整、あるいは意見交換のより円滑なあり方というのは考えるべきかなと思っています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。これは非常に大きな課題ですので、さらに御議論いただければと思いますけれども、コロナによって何が変わり、あるいは何が変わらなかったのかという点について、もう少し具体的なデータを示していただき、また、何がうまくいき、あるいは何がうまくいかなかったのかという経験を具体的にお示しいただくと、第32次地制調の問題意識はそのままかなりの部分が引き継げるのですけれども、コロナの経験を踏まえて議論を深められると思います。

それで、第5回の専門小委員会におきまして、必要に応じて地方公共団体へのヒアリングの実施について、さらに考えるとしておりましたけれども、その際に、審議項目1の議論に関しまして、都道府県と指定都市、それから、保健所設置市との関係が着眼点の一つとして考えられるという御意見がありました。これは非常に重要な問題ですので、次回、指定都市市長会からヒアリングを行いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そのようにいたします。

それでは、時間を超過してしまいましたけれども、本日はここまでとさせていただきますと思います。次回は本日の御議論を踏まえまして、地方議会に関する答申の素案について御議論いただきたいと思います。事務局において素案の作成をお願いいたします。併せて、審議項目1に関しまして、指定都市市長会からヒアリングを行いたいと思います。日程につきましては、追って事務局より連絡をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりました、どうもありがとうございました。